**平成２９年（フ）第２０６号**
高知市薊野西町３丁目17番30号　小倉ハイツ105
債務者　齊野　雅子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第２１５号**
高知市桜井町２丁目９番23号　さくらコーポ102
債務者　南　さやか
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第３３４号**
静岡県浜松市浜北区西美薗1514番地の１ふるさとホーム浜北
債務者　荒田　幸子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２９年（フ）第１３９号**
岡山県倉敷市徳芳869番地92
債務者　力武　義洋
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２９年（フ）第１９７号**
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保243番地７
債務者　吉田　初江
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第７６０号**
埼玉県川口市東川口４丁目28番40号　ヴィラシェール301号
債務者　志村　正光（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第８９８号**
埼玉県川口市芝新町10番10―101号　ガーランド芝
債務者　斉藤清子こと　齋藤　清子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第９１２号**
さいたま市南区白幡６丁目７番６―315号
債務者　川原　康之
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第９３６号**
埼玉県和光市新倉２丁目24番65号　見晴荘203、旧住所埼玉県和光市丸山台２丁目23番13号　サンフォレスト303
債務者　吉田　雅史
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第９３８号**
埼玉県戸田市笹目４丁目39番地の19
債務者　高田由香利
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第９５９号**
さいたま市見沼区東大宮６丁目20番地５　イチ東大宮202、旧住所さいたま市浦和区瀬ヶ崎１丁目24番２号
債務者　鈴木　祐一
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１００１号**
埼玉県上尾市大字上334番地　しらこばと団地１―502
債務者　杉山　裕子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１０１５号**
埼玉県志木市柏町１丁目13番23号　コーポ梅の木　103号
債務者　橋之口裕貴
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１０２８号**
埼玉県朝霞市岡１丁目11番11号　コーポ鶴岡202号
債務者　新宮　公明
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第３８５号**
埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩540番地１
債務者　實川　義幸
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第４３６号**
埼玉県三郷市番匠免１丁目157番地13　ドリームピアＮ．Ｓ　Ｃ―203
債務者　細谷　麻衣
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第４９４号**
埼玉県越谷市大字大房982番地４
債務者　晶力　蜜子（旧姓名相澤弓子）
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係